

横芝光町企業誘致用地等登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、町内において工場、倉庫、事務所、店舗等の企業誘致のための土地又は建物（以下「企業誘致用地等」という。）の情報を登録し、町内に立地を希望する企業等に当該情報を提供することにより、企業誘致を促進し、産業の振興と町民雇用の促進を図り、もって本町における地域経済の活性化に繋げることを目的とする。

(登録の要件)

第2条 企業誘致用地等として登録することができる土地又は建物は、次の要件に該当するものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令による土地利用の規制が適用されていないこと。
- (2) 土地については、1,000平方メートル以上の一団の土地であるものとし、主要な道路に接続していること。
- (3) 建物については、1棟（一連の建物として利用可能な建物を含む。）の延床面積が100平方メートル以上であるものとし、当該建物の敷地が主要な道路に接続していること。
- (4) 地上権、抵当権その他所有権以外の権利の設定等が行われていないこと又は設定されている場合でも、売買若しくは賃貸契約の時までに抹消されることが確実であること。
- (5) 土地の境界及び建物の所有区分が明確であり、所有権の権利の帰属に

ついて争いがないこと。

(6) 宅地建物取引業者に当該物件の売却又は賃貸の媒介又は代理を依頼している場合は、当該業者との契約に違反するものではないこと。

2 前項第1号から第3号までの規定にかかわらず、町長は、企業誘致用地等として適すると認める土地又は建物を企業誘致用地等として登録することができる。

(登録の申請)

第3条 企業誘致用地等として登録を希望する者（以下「申請者」という。

）は、企業誘致用地等登録申請書（別記第1号様式）により、町長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請を行うことができる者は、企業誘致用地等の所有者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

(4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者

(5) 納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を滞納していない者

3 第1項の場合において、同項の規定による申請に係る土地若しくは建物が共有名義の場合又は同項の規定による申請に係る土地と当該土地に所在する建物の所有者が同一でない場合は、同項の規定による申請の際、申請

者以外の全ての所有者の同意書（別記第2号様式）を添えなければならない。

（登録）

第4条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、企業誘致用地等登録簿（別記第3号様式。以下「登録簿」という。）に登録するとともに、企業誘致用地等登録通知書（別記第4号様式）により当該申請者に通知するものとし、不適当と認めるときは、企業誘致用地等不登録通知書（別記第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（登録簿の運用）

第5条 町長は、登録簿を閲覧その他適当と認める方法により、広く一般に対し情報の提供を行うとともに、登録簿に登録された企業誘致用地等の現況を定期的に把握し、登録簿の適正な運用を行うものとする。

（登録の取消し等）

第6条 登録簿に登録された申請者（以下「登録者」という。）は、登録簿から登録を削除したいとき、又は登録された内容に変更が生じたときは、遅滞なく企業誘致用地等登録取消・変更届（別記第6号様式）により、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったとき、又は前条の規定により把握した現況と登録簿の内容に違いが認められるときは、速やかに登録の取消し又は変更を行い、その旨を企業誘致用地等登録取消・変更通知書（別記第7号様式）により、登録者に通知するものとする。

（登録の有効期間）

第7条 登録の有効期間は、企業誘致用地等として登録した日から2年間とする。この場合において、登録者は、登録の有効期間の満了後も登録を継続しようとするときは、登録の有効期間の満了日の10日前までに、企業誘致用地等登録継続申請書（別記第8号様式）を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請に係る登録の適当又は不適当については、第4条の規定を準用する。

（申出）

第8条 登録簿に登録された企業誘致用地等に立地を希望する企業等（以下「申出者」という。）は、企業誘致用地等立地申出書（別記第9号様式）により、町長に申し出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、申出者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その申出を受理しない。

- (1) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者である場合
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び性風俗関連特殊営業等を営む場合
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする場合
- (4) 納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を滞納している場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適切と認める場合

（申出に係る通知）

第9条 町長は、前条の規定による申出があった場合は、企業誘致用地等立地申出通知書（別記第10号様式）により、登録者に申出があった旨を通

知するものとする。

(交渉意向の確認等)

第10条 前条の規定による通知を受けた登録者は、当該通知に係る申出者との交渉意向について、企業誘致用地等交渉意向確認書（別記第11号様式）により、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の交渉意向を企業誘致用地等立地申出結果通知書（別記第12号様式）により、申出者に通知するものとする。

(交渉及び契約)

第11条 登録者及び申出者は、企業誘致用地等に係る交渉（以下「交渉」という。）について誠意をもって対応しなければならない。

2 登録者及び申出者は、交渉で知り得た情報について他へ漏らしてはならない。

3 交渉については、全て登録者と申出者の責任において行うものとする。

4 町は、企業誘致用地等に係る情報を提供するのみとし、交渉及び交渉に係る契約（以下「契約等」という。）については関与せず、一切の責任を負わないものとする。

5 町長は、登録者と申出者との間における契約等が円滑に行われるよう、一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会九十九里支部及び公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部と企業誘致用地等の売買又は賃貸借に係る媒介等に関する協定を締結することができる。

6 契約等に係る媒介等を希望する登録者は、前項の規定による協定が締結されたときは、当該協定を締結した者に媒介等を依頼することができる。

この場合において、媒介等に要する費用は、当該依頼をした登録者が負担

しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。